

平成 2 9 年 5 月 3 1 日

第 5 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 5 回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 9 年 5 月 3 1 日 (水)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	2 4	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2 5	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書 (案) について
4	2 6	農地法第 3 条許可申請について
5	2 7	農地法第 4 条許可申請について
6	2 8	農地法第 5 条許可申請について
7	2 9	平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
8	3 0	平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案) について
9	3 1	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5 月 31 日	午前 9 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 9 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	永 江 靖 博
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 29 年第 5 回農業委員会を本日招集致しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりですのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

12 番瀬戸口委員，13 番畑野委員をお願いいたします

日程第 1 号，会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，本委員会の会期は，本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを，議題といたします。

それでは，議案内容について，事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 24 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。議案書の 1 ページになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 25 号は不耕作による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 26 号は不耕作による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号 27 号は不耕作による合意解約で，利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん，利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

解約面積は畑が 4 筆で 3,067 m²です。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号，農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての，整理番号 25 号から 27 号については，報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第 24 号については，報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号，農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見

書(案)についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第3号、議案第25号、整理番号2号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について説明いたします。

議案書の2ページになります。

申請人は枕崎市〇〇町〇〇番株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんで太陽光発電売電業を営まれています。

申請地は枕崎市〇〇町〇〇番で、〇〇〇〇の西方約250m地点にあり、農用地区域の外周部に位置し登記地目は畑、現況地目は雑種地となっています。

申請地は、太陽光発電施設用地として利用します。代替地は得られませんでした。農用地区域の利用上の支障、集団性の保持、担い手に対する利用集積への影響は軽微であり、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ないものと思われれます。

以上です。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いします。

整理番号3号を、中村委員をお願いします。

2番(中村委員)5月16日、駒水委員、それから事務局の永江係長、前原さんと現地調査を行いました。

申請地の場所は事務局の説明のとおりです。

農用地区域の周辺部に位置し、現在は放棄地となっており、大きな樹木も生えておりました。

事務局の説明のとおり、農用地利用計画変更については特に問題のないものと思われれます。

以上です。

議長 只今の説明並び調査員の報告に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第3号、農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御意義なしと認めます。

よって、議案第25号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第3条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に資料の訂正をお願いいたします。6ページになります。

下の段のですね、第2項第7号の欄でございます。その右側のですね、説明書きがございますが、上から3段目のですね、譲渡人は譲受人の弟であると表記

しておりますが、妹であるの訂正をお願いしたいと思います。

それでは説明に入ります。

今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号7号

整理番号7号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、1667㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、69歳、〇〇市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、74歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の妹にあたります。

整理番号7号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号7号の申請地については7ページに掲載してあります。

申請地は、国道〇〇号沿い〇〇〇〇より北東側約100mに位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 次に、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号7号を板敷委員お願いします

4番（板敷委員）日程第4号整理番号7号について報告します。

5月1日、譲受人の夫、〇〇〇〇さん立会いで現地確認を行いました。

譲受人は甘しょとマメの栽培農家で、申請地は譲受人が若いころから耕作しています。

譲渡人は譲受人の妹です。

申請地は、国道〇〇号線沿いの〇〇〇〇より北東側約100mに位置し、北と東側は道路、この畑の〇〇番地はソラマメ畑、それから西側は原野で、南側と申請地はロータリーで耕してありました。

取得後も今まで同様の営農を行う計画で、問題のない申請ではないかと思えます。

以上報告を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第3条許可申請の整理番号7号については、事務局の説明及び地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第 5 号、農地法第 4 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

整理番号 2 号

整理番号 2 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，498 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん，会社役員です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを増設し，太陽光発電売電事業用地として活用するため。」とのことです。

整理番号 2 号の申請地は，10 ページに掲載してあります。

申請地は，国道〇〇号沿い有限会社〇〇〇〇・入口より，手前にある市道を 130 m 入ったところであり，〇〇〇〇から南側 50m に位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は集団性が 1ha の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は 1m×1.3m の太陽光パネル 72 枚，41.5kw を設置する計画です。

計画面積は 498 m² で問題のないものと思われます。

申請地の北側は道で，その他周囲は農地です。

パネル高は 1m とし，境界より 2m 以上控えて設置する計画で，日照通風等支障を及ぼさないよう計画しており，隣地所有者からもパネル設置の承諾を得ているとのことです。

雨水については自然流下により南側水路へ放流により処理する計画です。

なお，申請地左右に里道が存在しますが，そのまま，維持するとのことです。

また，経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており，事業実施の実現性は確認されております。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむをえない申請ではないかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に，調査結果について，調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 2 号を駒水委員お願いします

3 番（駒水委員）5 月 16 日，事務局と中村委員，私と，申請人の〇〇〇〇さんの立会いのもと調査いたしました。

転用目的は太陽光発電です。

申請地は〇〇町〇〇番の小集団の 2 種農地です。

申請地は休耕地のため、土地の有効利用をする目的としています。

すでに設置されている〇〇町〇〇番の土地とともに、太陽光エネルギーの太陽光発電の事業をするとのこと。

周辺に及ぼす影響も少ないと思われ、やむを得ない申請かと思われ。

終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号、農地法第4条許可申請の、整理番号2号については、報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第6号、農地法第5条許可申請のうち整理番号9号から12号についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件で、所有権の移転に関する申請が3件、使用貸借権の設定に関する申請が2件です。

整理番号9号

整理番号9号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、169㎡外2筆、合計336㎡です。

借人は社会医療法人〇〇理事長〇〇〇〇さん、医療に関する事業です。

貸人は〇〇〇〇さん、医師です。

使用貸借権の設定です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「経営する社会医療法人に勤務する職員の車置場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいため。」とのこと。

計画内容は普通自動車4台及び軽自動車5台分の駐車場です。

整理番号9号の申請地は、13・14ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇の北側、約80mに位置しております。

農地の区分は第一種住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は336㎡で問題のないものと思われ。

申請地北側は山林、東側は原野、西側は宅地、南側は宅地及び今回、提案予定であります5条申請・整理番号10号の申請地で遊休化した農地です。

駐車場への転用にあたり、既に砂利が敷設されており、周辺土地へ土砂の流出

もなく、建物の建築はないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、集水升により西側側溝へ放流する計画です。

本件申請地は、申請人が借り受けて、平成10年に、駐車場として整備していたもので、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「隣接する宅地の一部と思い込み、駐車場として、利用していたことを反省するとともに、このような事がないよう深くお詫びします。」との顛末書が添付されております。

周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用ではありませんが、やむを得ない申請ではないかと思われまます。

続きまして整理番号10号

整理番号10号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，167 m²，〇〇町〇〇番〇，畑，48 m²，合計215 m²です。

譲受人は社会医療法人〇〇理事長〇〇〇〇さん，医療に関する事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，〇〇区役所職員です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「経営する社会医療法人に勤務する職員の車置場が不足しているので、申請地と隣接する土地と一体で駐車場として利用したいため。」とのことです。

計画内容は普通自動車6台及び軽自動車18台分の駐車場です。

申請地は、13・14ページに掲載してあります。

5条申請・整理番号9号の南側に隣接します。

農地の区分は第一種住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

申請地北側は5条申請・整理番号9号の駐車場，東側及び南側は宅地，西側は一体利用の原野及び宅地です。

駐車場転用にあたり、西側の宅地及び雑種地と一体で利用しますが、申請地は、現況のまま整地し、境界にブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置します。

建物の建築はないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、南側境界に沿ってトラフを設け、西側より水路へ放流する計画です。

続きまして整理番号11号

整理番号11号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，2560 m²です。

借人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。

貸人は〇〇〇〇さん，無職です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人代表者の父です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地に隣接する既存の太陽光発電施設を増設するため、太陽光発電システム機器を設置し、発電売電事業をしたいため。」とのことです。

3-25-2 農振除外と同時申請になります。

申請地は3・4ページに掲載してあります。

申請人が太陽光発電売電事業として、設置している既存太陽光パネルの南側に隣接しています。

〇〇町・〇〇〇〇，西側250mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農用地区域除外後は第1種農地と判断されますが、既存敷地面積が7,495㎡で今回申請地面積が2,560㎡で、拡張面積が既存敷地面積の2分の1の3,747㎡未満となるため、不許可例外の既存施設の拡張に該当します。

計画内容は太陽光パネル560枚、250kwを設置する計画です。

転用目的は太陽光発電施設設備の拡張であり、また周辺は農用地区域の指定がされており代替地は存在しないため、致し方のない申請ではないかと思われます。

計画面積は2,560㎡で問題のないものと思われます。

申請地西側及び南側は道、北側は里道及び既存太陽光パネル、東側は農地です。

造成については計画予定地の東側より西側が高くなっているため、西側は0.2m程度の切土、東側0.8m程度の盛土をする予定です。

東側に既存の道と併せて幅員2.7mの道路を整備し、その内側にフェンスを設置して、更に2.6m以上あけてパネルを設置します。

北側及び南側は幅4m程度の法面整備をします。なお、北側は里道ですが、現況は法面であり、許可され次第、払下げ申請の予定であり、関係部局と許可見込みで協議中であり、パネル高は1.3mとし、日照通風等支障を及ぼさないように計画しています。

雨水については東側に集水枿を設け、側溝を経て、既存施設の北側水路へ放流する計画です。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。また、2000㎡以上の切土及び盛土が発生する開発行為にあたることから、枕崎市民の環境を守る条例による届が必要であり、市企画調整課より指導・協議中であります。

続きまして整理番号12号

整理番号12号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，716㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん，ホテル従業員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は店舗(野菜販売所)です。

申請事由は、「申請地を取得し、店舗を建築して、野菜類を販売するため。」との

ことです。

申請地は、18・19 ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇から北東 200m及び国道〇〇号沿い〇〇・〇〇東側に隣接します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を店舗建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われま。

転用目的は、店舗(野菜販売所)で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

申請地の北側は道、東側は畑及び山林、南側は山林及び鉄道敷地、西側は宅地及び山林です。

店舗への転用にあたり、東側農地境界には2m控えてブロック積みを施し、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は高さは3mの平屋であり、農地境界より3.0m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、北側・側溝へ放流により処理する計画です。

排水は北側・側溝に排水する予定です。

なお、造成にあつたては、0.5mの盛土をおこなうことから、鉄道敷地と隣接するため、〇〇との協議が必要とのことであり、近々、許可見込みの方向で、担当部局と調整中とのことであります。

整理番号9号から12号につきましては、すべて、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむえない申請ではないかと思われま。

以上です。

議長 次に、調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号9号から11号までを中村委員お願いします

2番(中村委員) まず整理番号9号について報告いたします。

調査日は5月16日、駒水委員、それから事務局の永江係長、前原さんと、それから〇〇〇〇の〇〇事務長立会いのもと調査を行いました。

9号の申請地は、説明ありましたとおり〇〇〇〇の北側80mの農地であります。転用目的は職員駐車場であります。

申請地の東側・北側が山林、南側は整理番号10号の畑、西側は宅地となっております。

数年前から駐車場として利用しておりますが、雨水につきましては集積枡を設置してありまして、周辺の農地や宅地に影響を及ぼす恐れはありません。

やむを得ない申請ではないかと思われま。

続きまして整理番号10号について報告いたします。

調査日、調査員についてはさきほどと同じであります。

申請地も整理番号 9 号と隣接しております。
転用目的は職員駐車場であります。
周囲は宅地に囲まれており、西側の宅地と一体利用する計画であります。
申請地が宅地より少し低くなっており、整地及び駐車場利用の際、雨水対策が必要であり、業者と十分相談の上隣接の宅地に流れないように措置をするように指導をいたしました。

これもやむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして整理番号 11 号について報告いたします。

同じく 5 月 16 日に現地調査を行いました。

申請は議案第 25 号で説明したとおりであります。

転用目的は太陽光発電施設の設置です。

現在は放棄地となっており、一部砂利敷きの部分もありました。

既存の太陽光発電施設との間に里道がありますが、払い下げ申請の予定であり、里道を東側に移設して現在の太陽光発電施設と一体利用する計画であります。

雨水については、西側に集積枡を設置して側溝に流す計画であります。

その他被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。
以上です。

議長 続きまして、整理番号 12 号を駒水委員お願いします。

3 番（駒水委員）整理番号 12 号について報告いたします。

16 日、申請人〇〇〇〇さん立会いのもと調査いたしました。

転用目的は野菜販売の店舗です。

申請地は国道〇〇号線沿いの〇〇町〇〇番地です。

申請地は集団性の低い 2 種農地で、数年前から耕作されずにススキが生い茂ってました。

調査のなどで被害防除計画を出してくれと申し出て、その後で追加資料として被害防除計画が出され、隣接地との境界にはブロックを積み、整地後は砂利を敷いて、雨水は北側の側溝に流すようにするとのことでした。

南側の〇〇との境は、コンクリート杭がありますので十分離して工事をし、〇〇に迷惑をかけないようにするとのことでした。

被害防除計画も適正に出されており、やむを得ない申請かと思われます。
終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 6 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 9 号から 12 号については、報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号のうち整理番号 9 号から 12 号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

ここで、農業委員会等に関する法律 24 条の規定により、俵積田広昭委員の除斥をお願いいたします。

(俵積田広昭委員除斥)

次に、農地法第 5 条許可申請のうち整理番号 13 号についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 続きます整理番号 13 号

整理番号 13 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，417 m²，〇〇番，畑，457 m²，合計 874 m²です。

譲受人は株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，鯉節製造業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は資材置場です。

申請事由は、「申請人が経営する鯉節製造工場の隣にある申請地を，不足している，薪及び作業用関連機材の置場として，利用するため。」とのことです。

申請地は 21 ページに掲載してあります。

〇〇町の申請人が所有する〇〇鯉節工場より南側に隣接します。

農地の区分は孤立した農地であり，農業公共投資の対象となっていない 0.2ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

転用目的は薪や魚用保管タンクをはじめとする，製造作業用の関連機材の置場で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 874 m²で，問題ないものと思われれます。

申請地の北側は宅地，西側は道，東側は雑種地，南側は転用許可済みの畑です。

資材置場転用にあたり，南側転用許可地と一体で造成しますが，申請地は，現況のまま整地し，南側は法面保護を施し，周辺農地への土砂雨水の流出を防止するよう措置します。

雨水については，自然流下により東側の水路へ放流により処理する計画です。

構築物もなく，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

そのほか，被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむえない申請ではないかと思われれます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に，調査結果について，調査員の報告をお願いいたします。

整理番号 13 号を駒水委員お願いします

3 番（駒水委員）整理番号 13 号について報告いたします。

16 日，事務局と〇〇さん立会いのもと調査を行いました。

転用目的は資材置場，薪置場です。

申請地は事務局の説明のとおりです。

現在鯉節製造を行っているため、薪置場、原料タンク置場が必要ということで申請です。

国道と挟んだところも〇〇さんが買い取っており、被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請かと思われま

終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第6号、農地法第5条許可申請の、整理番号13号については、報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号のうち整理番号13号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

(俵積田広昭委員着席)

次に日程第7号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを、議題といたします。

それでは、提案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第7号、議案第29号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

議案書の22ページからになります。

最初のページには、農業委員の状況としまして「農業の概要」「農業委員会の現在の体制」が記載してあります。

次のページ「担い手への農地の利用集積・集約化」についてですが、1の現状及び課題として平成28年3月現在の数値を記載してあります。

農地面積1,680haに対し、集積面積は597.7haで集積率は35.58%となっています。

2の平成28年度の目標・実績につきましては目標面積613haに対し、実績が600.5haであり達成率は97.96%となっています。

3,4につきましては活動実績と、その活動に対する評価を記載してありますのでお目通しください。

次のページ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」について説明いたします。

1の現状及び課題では、平成25年度から27年度までの新規参入状況を記載してあります。平成26年度・27年度はそれぞれ1経営体の新規参入がりましたが、いずれも農地の取得は行われていません。これは、借入農地の耕作環境等が

悪く、希望面積の確保が難しいと考えられ、今後の課題といたしました。

2の平成28年度の目標・実績につきましては新規参入1経営体、取得面積2haを目標と掲げましたが参入実績はありませんでした。

3, 4につきましては活動実績と、その活動に対する評価を記載してありますが1の課題でも説明いたしましたとおり、環境・条件の良い農地が少ないことから、これらの情報を地道に収集していくしかないのかと考えています。

次のページ「遊休農地に関する措置」について

1の現状及び課題としまして、管内農地面積1818.7ha、そのうち遊休農地面積は138.7haで全体の6.3%となっています。課題は記載とおりです。

2の平成28年度の目標及び実績につきましては目標面積8.97haに対し、実績10.9haであり、達成率122%となっています。

8月～9月に実施した利用状況調査や広報活動による啓発などにより、遊休農地の解消に効果を発揮していると考えています。

次のページ「違反転用への適正な対応」につきましては、

農地利用状況調査や、農業委員の皆さんによる農地パトロールなどにより違反面積の増加はありませんでした。

27ページから28ページにかけて「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」について記載してあります。

1の農地法第3条に基づく許可事務につきましては、年間処理件数23件

2の農地転用に関する事務につきましては、年間処理件数は58件で、いずれも問題なく処理されています。

3の農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、管内21法人中、5法人から報告書が未提出でした。

4の情報の提供等につきましては、表に記載のとおりです。

賃借料情報の調査・提供の具体的な内容としましては、調査対象件数516件、公表時期は平成29年3月、情報の提供方法は、市のホームページに掲載、広報誌へのチラシ折り込みを実施しています。

農地の権利移動等の状況把握、調査対象件数は2,383件、取りまとめ時期は平成29年3月、情報提供は実施していません。

農地基本台帳の整備、整備対象農地面積2039.25haで権利移動の入力、利用状況調査の入力をおこなっています。

次のページの5「地域の農業者等からの主な要望・意見及び対処方法」につきましては、特にありませんでした。

6の「事務の実施状況の公表等」につきましては、総会議事録と活動計画の点検・評価についてHPで公表しています。

以上で平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明を終わります。

議長 只今の説明並びに対し、質疑・意見はありませんか。

12 番（瀬戸口委員）25 ページの遊休農地に関する評価の現状と課題のところ、有害鳥獣による被害等も把握して、遊休農地の原因になってるとも考えられますので、イノシシやタヌキの被害にも触れた文章を記載したらどうかというのがあります。

それともう 1 つは、2 番目の平成 28 年度の目標及び実績の解消面積の 10.9ha の中には、非農地判断をして遊休農地から解消された面積もあると思うんですが、その面積も含まれているんですか。

それと、3 番目の調査目標の作成に向けた活動の農地の利用状況の調査の調査人数が 28 年度は 40 人ですけども、29 年度になりますと 14 人になっておりますが、これは 14 人で調査ができるのかというのの 3 点をお願いします。

事務局 まず最初の鳥獣被害の方は入れておきたいと思います。

それと、2 番目の質問の非農地判断の面積は遊休農地面積から引いてあります。

3 番目は今度農地法が変わりまして、農業委員の推進委員が調査をするということで、その他の協力員の方には賃金が出ないということで、この新しい農業委員は面積が増えるので大変だと思いますけどがんばってもらいたいと思っております。

他の市町村は、うちよりももっと面積が多いところを行っておりますし、農政課などによる基盤整備されたところのあれもなく本当の面積を農業委員のほうで割って調査してるのが実情であります。

うちより 10 倍くらいの面積をやってるのが実情になっております。

以上です。

12 番（瀬戸口委員）確認しておきたいんですが、この農地の利用状況の調査の実績はこの人は 40 人ですけども、29 年度に行われる農地パトロールもですよ、これは夏の時期にしとったあの調査は 40 人じゃなくて 14 人でするっちゃうことですね。

事務局 そのとおりであります。

12 番（瀬戸口委員）がんばってください。

議長 議長が言うのはおかしいんですが、今 14 名という話が出て 40 名でしよったのが 14 名ですと、でまあ調査で時間がかかると色々かかって、その時間を記録してもらって年度末に清算するというような話も聞いております。

調査期間で、その部類は賃金はその月には入らないけど、年度末にボーナスをするかその実績に応じて支払うというような話は聞いております。

5 番（中原委員）人件費を抑えて人数を減らすっちゃうこと。

議長 うちだけじゃなくて全国統一ですので。

7 番（沖園委員）その 29 年度の分は説明があるんでしょ。

議長 他にございませんか。

8 番（城森委員）24 ページなんですけど、1 番と 2 番ですがこの 1 番の現状及び課題で 26 年度現状と課題で 1 経営体が参加してるんですが、これが農地面積が 0 とい

う理由と、それと2番目の参入目標1経営体となってるんですが、これはこれについてはもっと具体的にどういう業種を予定していたのかとか、そしてこれがどういうふうになって実現できなかったのかということ、お願いします。

事務局 まず最初にございました26年度、27年度新規参入者で取得面積が0ということですが、これは新規の農業者はいたのですが、その方々が新たに農地を求めるといことがなかったと、すいませんちょっと今手元に資料がないんですが、新規の取得ではなくて借地等で対応したものと考えております。

28年度の1経営体2haにつきましては、どういった農業経営体をということですが、具体的な目標は計画時点では定めておりませんでした。

以上です。

8番(城森委員) その具体的な経営体がなければ計画にはできないんじゃないですか。

ある程度そのそういう調査というかその辺をして、ある程度見込みをしてすべきじゃないとなかなかこれは、今新規就農、これはいろいろ制度があるんですが、青年就農基金とかですね、そういうのがあると思うんですが、確かに今は地場産業の振興といってもなかなか新規就農者が見つからない現状なんで、その辺はですから具体的な目標をある程度しながらいったほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

事務局 一応目標というのは希望的観測で1経営体以上出て欲しいなということであげております。

具体的にあれば実際入れるわけですけど、あくまでも目標ということで、この部分は入れさせていただいております。

8番(城森委員) 例えばそういう人が帰ってくるのかそういう情報、親元就農は外されてるんですかね。わかりました。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号については、説明のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第8号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを、議題といたします。

それでは、提案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号議案第30号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明いたします。議案書の30ページからになります。

1の農業委員会の状況につきまして農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制を記載してあります。

次のページの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、農業経営基盤強化促進法によるメリット等を説明し、利用権設定の締結を勧めるなど集積化を図っていこうとするものです。目標を9.5ha増の610haと設定しています。

Ⅲの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、狭小農地をまとめるなど農地の集約を図るとともに、農政課・農協など関係機関と連携し情報提供を行っていきます。

次のページ「遊休農地に関する措置」につきましては、現状は29年4月現在、管内農地面積1790.3haのうち遊休農地面積が140.3ha、7.84%を占めています。今年度の目標を7.8haと設定し遊休農地の解消を図っていこうとするものです。活動計画は昨年度と同じ内容を考えています。

次のページ「違反転用への適正な対応」につきましては、これまで同様、農地利用状況調査や農地パトロールを継続し違反転用防止に努めようとするものです。

以上、「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についての説明を終わります。

議長 只今の説明に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第8号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)については、説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、説明のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第9号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に資料の訂正をお願いします。

整理番号52号、〇〇〇〇の後が点となっておりますが、申し訳ありません、まだれに黄色の〇〇さんです。

すいません、訂正をお願いします。

日程第9号議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書の34ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号44-1号から52号まで利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外8名、利

用権設定をする者〇〇〇〇さん外 11 名で設定面積は田が 3 筆で 903 m², 畑が 10 筆で 8,852 m², 樹園地が 3 筆で 2,169 m², 合計 11,924 m²です。

以上の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。おはかりいたします。

日程第 9 号、農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号 44 号の 1 から 52 号までについては原案のとおり、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 31 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、6 月 20 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 10 時 00 分閉会